

過労死研究における現代の課題

ー過労死発生の構造的分析序論ー

弁護士・経済学士 川人 博
2023年9月9日

1 過労死原因の多元性（基本的見解）

過労死は、資本主義が続く限り必然的に発生し、防止することはできない？

↑

過労死は、多元的な原因によって発生している。

資本主義経済システムは、重要な要因の一つではあるが、そのみに還元するのは一面的に過ぎる。多元的な原因を分析し、それらの諸原因を除去していく粘り強い取り組みによってこそ、過労死の発生原因を取り除くことができる。

※性差別における多元的な原因について、上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波書店 1990年刊）参考。

過労死原因の多元性と研究課題

- ①現代資本主義経済における利潤追求のシステムと過重労働
- ②日本の企業（共同体）独特の労働者に対する専制支配体制
- ③それに対抗する労働組合の圧倒的な力量不足
- ④企業内での人権尊重思想の希薄さ
- ⑤公務労働や公共性の高い労働において、働きすぎを是認する思想と制度
- ⑥格差拡大・非正規雇用拡大が正社員の過重労働を固定化・悪化させる構造
- ⑦ジェンダー論と女性の長時間労働・ハラスメント被害の構造

- ⑧学校教育の過程で形成される「能力主義」ないし「実績主義」が職場の労務管理システムにつながる構造
- ⑨日本の伝統的な倫理感・人間関係（義理人情・親孝行等）と過労死発生との関係
- ⑩憲法・労働法等、法体系における過重労働規制の脆弱さ
- ⑪医学研究（公衆衛生学、脳・心臓疾患、精神疾患、統計学等）と臨床医・産業医の制度・役割
- ⑫グローバル経済化における過労死の世界的拡大と国際的連携
- ⑬被災者・家族に対するサポート論の調査研究。社会的ケア論・社会保障論・医学論などの諸分野からの総合的な検討が必要。
- ⑭過労死に関するメディア報道の在り方。

その他・・・

2 長時間・過重労働の歴史的 analysis・国際比較分析の必要性

(1)19世紀のイギリスにおける過労死と20世紀初頭の日本における過労死の発生

・ 1863年、イギリスの婦人服縫製女性労働者の過労死
Death from simple overwork と報道された悲劇的な死亡
(1日平均16時間半の過重労働の末、死亡)

※「資本論 第1巻第8章」(カール・マルクス)に引用された有名な新聞報道

※報告者川人は、1991年にKAROSHI英語出版を過労死弁護団で発刊した際に、欧米各国の労働組合を訪問し、過労死の実態につき、本の宣伝を兼ねて報告した。そのころに書いた論考で上記資本論の新聞報道を日本の富士銀行行員過労死事件と重ねながら問題提起をした。

『季刊 窓7 「過労死に注目する世界の労働運動 100年目のDeath from overwork」』1991年4月

また、過労死と社会科学のあり方についてインタビュー形式で問題提起をした。

『季刊 窓12 「過労死と社会科学」』1992年6月

- ・ 1926年頃、長野県諏訪湖付近における製糸業女性労働者の相次ぐ投身自殺、肺炎等による死亡

明治後半から大正・昭和初期にかけての日本資本主義の発展過程、1日**14**時間労働以上。

※川人博『過労自殺 第二版』岩波新書 2014年7月刊

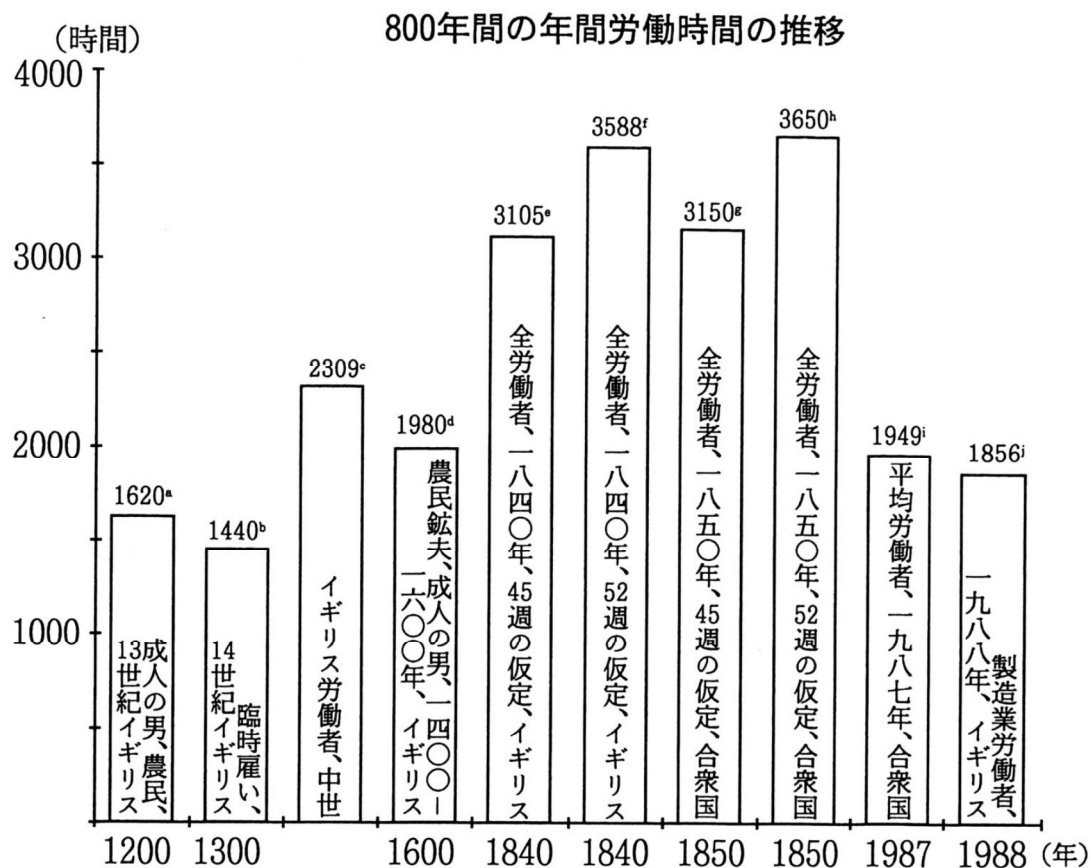
産業革命とその後の資本主義発達の時期が欧米と日本との間で**50～100**年の時代的な差異があるが、過労死 = **Death from overwork** のような現象が一定時期に日本のみならずイギリス等で発生していたことは事実。

このように、過労死は普遍性をもつが、その後の歴史において、欧米諸国では労働組合等の活動の定着や政府の諸政策によって原始的な労使関係はかなり改善された。しかし、日本では**20**世紀を通じて、**21**世紀にはいっても状況が基本的に改善されない。これは、なぜか？
その分析が求められる。

(2)産業革命以前の労働時間比較分析

イギリスにおける産業革命以前の労働時間分析について

『働きすぎのアメリカ人』（ジュリエット・ショアー・原書1991年刊）は、イギリスの13世紀～17世紀の人々の年間労働時間は、1440時間～2309時間としている。そして、1840年以降、産業革命の発展の中で、3000時間を大きく超えていったと表示している。



『働きすぎのアメリカ人』 ジュリエット・ショアー著
森岡外訳（1993年・窓社）

明治以前の日本における労働時間分析

『労働時間の歴史』（内海義夫・1959年刊）によれば、業種・職種によって違いはあるものの、明治維新以前においても、江戸時代の手工業・マニュファクチュアの奉公人においては、夜業が常態化しており、1日16時間労働の実態があったことなどが指摘されている。また、奈良時代、鎌倉時代、室町時代における農民の賦役や職人の労働について、拘束10～14時間との例が出されている。内海氏は、これらの原型を基に、明治維新以降の日本の長時間労働を分析している。

※『労働の歴史』（三浦豊彦・1964年刊）
『日本人はいつから働きすぎになったのか』（礪川全次・2014年刊）

労働時間の前史

時 期	年代	労働時間		範 囲	備 考
		拘束	実働		
A 奈良期	—	① 12	—	賦役農民	日出一日没（夏は昼休み2時間）
B 鎌倉期 室町	1466	14	—	宇佐八幡宮造営職人	6—20時
	1522	10	—	同 上	8—18時
C 江戸期	1659	① 12	—	金沢，大工その他諸職人	6時—日没
	1712	9	—	米沢，大工その他諸職人	6—15時
	1716	—	—	広島，諸職人	7—？時
	1794	10	8	大阪，大工その他諸職人	8—18時（休憩3回 2時間）
	1835	9	—	米沢，雇人一般	8—17時

『労働時間の歴史』 内海義夫著
(1959年・大月書店)

日本における長時間労働の実態が、仮に産業革命以前から西洋に比べて顕著だったとすれば、今日における日本の長時間労働の原因・背景について、産業革命以前（明治期以前）に遡って、より歴史的な視野、日本固有の文化・生活様式との関係で研究も必要。

(3)20世紀末から21世紀における国際的な過重労働の分析

グローバル経済の進展の中で、20世紀末ころからの欧米での過重労働の広がりをどう見るか？
世界的なハラスメントの広がりをどう捉えるか？

地球規模での「**デジタル革命**」（第三次産業革命ないし第四次産業革命）による労働者の心身の健康への悪影響をどう把握するか？

ＩＴ化による過密労働性の強化、作業時間と作業場所の物理的制限の撤廃、労働の孤立化・・・

3 過労死は「資本の論理」のみの理由で発生 するのではない ー労働者協同組合における過労死と不正行為ー

(1)問題の所在

過労死は、資本主義経済システム固有の結果であり、「資本の論理」によって発生するとの見解がある。

近年、資本主義に対するオルターナティブとして、労働者協同組合（ワーカーズコープ）を高く評価する研究者も存在する。

『人新世の「資本論」』（斎藤幸平 2020年9月刊
261頁～）

ワーカーズ・コープは、労働者の自治・自律に向けた一歩として重要な役割を果たす。組合員がみんなで出資し、経営し、労働を営む。どのような仕事を行い、どのような方針で実施するかを、労働者たちが話し合いを通じて主体的に決めていく。

．．．．．

ワーカーズ・コープの運動は、欠乏を生み出す現在の資本主義を、「自由で平等な生産者の連合社会」によって置き換えることが可能であることを示した、とマルクスは言うのである。

『ゼロからの『資本論』』（斎藤幸平 2023年1月刊
208頁～）

協同組合においては、構成員の労働者たちは、自分たちで出資し、共同経営者となります。そうすることで、労働者は自分たちで能動的に、民主的な仕方で、生産に関する意思決定を目指します。資本家たちに雇われて給料をもらうという賃労働のあり方が終わりを告げ、自分たちで主体的、かつ民主的に会社を経営するようになるわけです。

．．．．．

労働者の働きがいや地域のニーズを重視するのが労働者協同組合です。労働者協同組合によって、生産に必要な知識や生産手段、生産物が〈コモン〉になっていくのです。

しかし、日本の労働者協同組合の中でも、最も有名で歴史のある団体において、痛々しい女性職員の過労死が発生し、かつ、保育園等の受託事業において、数多くの虚偽申告等、不正をしていたことが今日明るみになっている。

(2)労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業 団女性労働者過労死事件

被災者 : 女性・死亡当時51歳
請求人ならびに受給権者: 被災者の次男
業務内容 : 三多摩・山梨事業本部 事務局長
死亡日 : 2019年6月29日
(くも膜下出血)
労災申請日: 2022年3月22日
(八王子労働基準監督署)
労災認定日: 2023年3月2日
事業主 : 労働者協同組合ワーカーズコープ・
センター事業団
(豊島区東池袋1丁目44-3
池袋ISPタマビル7階)

第1 事件の概要

1 事業主

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
労働者協同組合...労働者自身が、事業団に出資を
行って組合員となり、出資・経営・労働のいずれも
担う。

※本件事故当時は、労働者協同組合には法人格が認められていなかったため、①センター事業団（法人格なき社団）、②企業組合労協センター事業団（企業組合）、③特定非営利活動法人ワーカーズコープ（NPO法人）の3つの組織を活用していた。
これは公的機関からの受託等のために法人格が必要であったが故に過ぎず、実際にはこの3組織は区別されることなく「一体のものとして運営」されていた。

※2022年10月の労働者協同組合法の施行に伴い、労働者協同組合に法人格が認められることとなった。

事業主によれば、段階的に3つの法人を一つの労協法人（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）へと移行する予定とのことである

2 被災者

1967年12月生

1990年4月 日本労働者協同組合連合会センター事業団に入職

2017年9月 東京三多摩山梨事業本部に異動

2018年4月 協同組合連携事業、組織研修プロジェクト及び人材プロジェクトを担当

2019年4月頃 日本社会連帯機構の理事長または事務局長の兼任の打診

2019年6月25日 本件クモ膜下出血発症

6月29日 死亡

3 担当業務内容

(1) 被災者は、東京三多摩山梨事業本部の事務局長であった。

三多摩山梨事業本部は、西多摩、南多摩、北多摩の旧3郡ならびに山梨県の各事業所（コミュニティセンター、高齢者福祉センター、保育園、学童クラブ、児童館、自立・就労支援施設など）を管理・運営・統括する任務を担っていた。

東京三多摩山梨事業本部が管轄する事業所は、大きな分類で言っても24もあり、しかも、三多摩山梨エリアの各地に散在していた。

被災者は、三多摩山梨エリアに散在する各事業所を訪問して、スタッフとの面談等を行い、労働者（組合員）にビジョンを示し、情報や問題点等を共有する任務を担っていた。

具体的には、被災者は以下の業務などを行っていた

①組織の使命やビジョンを組合員に対して示す任務
組合員との面談・打合せ・会議にて、不安、不満、意見の吸い上げ

組合員に対して事業団の使命やビジョンをスタッフに示す（情報共有）

増資運動（出資の勧誘）

②市民や地域とともに「町づくり」を積極的に進める任務

三多摩山梨エリアで開催される各種イベントへの参加、各種会議への参加

第2 被災者の長時間労働

1 長時間労働と著しい睡眠不足

被災者は、毎朝午前5時30分頃には起床し、午前7時15分頃には自宅を出て、電車を乗り継ぎ、午前8時15分頃には三多摩山梨事業本部に到着していた。

被災者は、事業本部の内外で多岐にわたる業務を行い、自宅に帰宅するのは連日23時頃であった。被災者が自宅で夕食をとることはほとんどなかった。

帰宅後、被災者は5分程度で風呂を済ませて、23時半か24時には就寝することが多かった。そして、翌朝も5時30分頃には起床するため、被災者の睡眠時間は5時間30分程度であった。

2 直前の被災者の様子

(1) 2019年6月21日～6月23日

2019年6月21日～6月23日の3日間にかけて、年に一度開催される総会・総代会が開催された。

6月21日の日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の総会から始まり、6月22日の昼過ぎまで出資者の総会が行われ、その後、センター事業団の総代会が始まり、6月23日夕方まで続いた。

(2) 総会・総代会を乗り切った6月25日頃から、被災者には、眩暈や頭痛、肩や首の痛み、発熱・嘔吐といった前駆症状が出現した。被災者は6月25日と6月26日は、本件事業団に連絡の上で欠勤した。

(3) 6月27日も、後頭部に痛みがあったが、お世話になった先輩理事の退職にかかる送別会があったため、体調不良をおして送別会（センター事業団主催の送別会）に出席した。午後8時頃、同送別会の最中、参加者の前に出て、先輩に対する送る言葉を述べている最中に倒れた。救急車が到着する前に心肺停止の状態に陥り、救急車で搬送中も再度心肺停止の状態に陥り、一度は蘇生するも、2日後の6月29日に搬送先の病院で死亡した

第 3 業務起因性

1 被災者の長時間労働

代理人弁護士が、被災者が、出勤簿、メール送信記録、警備記録、ファイル履歴（作成・更新・印刷・変更）、本件事業団の回答をなどに基づいて集計した時間外労働時間数は次のとおりである。

	時間外労働 時間	平均時間外労働時 間数
発症 1 か月前	111:51	—
発症 2 か月前	106:24	109:07
発症 3 か月前	143:26	120:33
発症 4 か月前	67:20	107:15
発症 5 か月前	87:20	103:16
発症 6 か月前	40:16	92:46

2 「休日のない連続勤務」

被災者は、6月4日から発症前日の6月24日まで、1日の休日もなく、実に21日間にも及ぶ「連続勤務」を行っている。

「休日のない連続勤務が長く続くほど業務と発症との関連性をより強める」（新認定基準・4頁）とされているところ、被災者は、まさに発症日の直前まで3週間以上にわたる長期間の連続勤務を余儀なくされていた。

3 「出張の多い業務」、「その他事業場外における移動を伴う業務」

被災者は、週報からもわかるとおり、事務局長として、各事業所や会議会場を飛び回っていたため、1日に複数回の移動を行うことが非常に多かった。

さらに、被災者は山梨エリアも担当していたため、山梨でのヒアリングや面談を実施することも多く、移動距離も長かった。

交通手段としては電車を主に利用しており、朝や夕方といった混雑する時間帯の移動も頻繁にあったため、座って休息をとることもできないまま移動せざるをえなかった。

加えて、被災者は、山梨エリアでの長時間にわたる会議等に参加する際には泊付での出張を行うこともあった。

4 「勤務インターバルが短い勤務」

被災者は、イベントへの参加や各事業所の職員との面談等の後、反省会や懇親会も行い、終業時刻が22時や23時になることも多かった。

しかし、終業時刻が22時や23時であっても、翌日は8時30分頃には始業しており、終業時刻から始業時刻までの間は8時間半から9時間半程度しかなかった。

このように勤務間インターバルが短い勤務においては、睡眠時間が十分確保されていないことが多く、実際に、被災者は、前述したように連日5時間程度の睡眠時間しかとれていなかった。

第4 被災者遺族は事業主に対して以下を要求した

(1) 適正な時間管理の実施

勤怠管理において9時～17時という形式的な入力を行っていても注意指導することなく、そういった杜撰な時間管理が横行していたとみられる。

実態に即した適正な時間管理の実施を求める。

(2) 適正な残業代の支払い

適正な時間管理を実施したうえで、時間外労働に対して残業代を支払うよう求める。

残業代に関しては、管理監督者、事業場外みなし等の除外事由があるが、これらについても適正な範囲での適用を求める。

(3) 適切な健康診断の実施

労働安全衛生法 66 条及び労働安全衛生規則 44 条に基づき、事業者は常時使用する労働者に対して 1 年以内ごとに 1 回健康診断を行わなければならない。

被災者は、2016（平成 28）年を最後に年 1 回の健康診断を受診できておらず、事業主はそのような状態を放置していた。

このような状況を改善し、年 1 回の健康診断を適正に実施するよう求める。

(4) 移動時間、懇親会、イベント等の時間管理の徹底

移動時間、懇親会、イベント等に関して、労働時間であるものについては労働時間として管理し、仮にそうでないものも、働く人たちの生命と健康を守るために、適切な時間管理を行い、健康管理を尽くすよう求める。

(5) 労基署による調査・指導等への対応

労基署による調査が入った場合には、調査に協力し、また、指導等が入った場合には、それを真摯に受け止めて改善していくよう求める。

(6) 再発防止措置の説明

二度と同じような過労死を生じさせないために、具体的な再発防止措置について説明を求める。

労協連の女性幹部が過労死

共同通信 2023年4月25日

2019年に日本労働者協同組合連合会センター事業団の女性幹部＝当時（51）＝がくも膜下出血で死亡したのは、過重労働が原因だとして、八王子労働基準監督署が労災認定したことが24日、分かった。遺族や弁護士が記者会見して明らかにした。

事業団は、働き手が自ら出資して経営参加する「労働者協同組合」として活動。全員が意思決定に関わる働き方や地域社会への貢献を目指している。過労死問題に取り組む川人博弁護士は「崇高な理念を掲げて、過重労働の事実を直視し、改善しなければならない」と指摘した。

女性は17年から東京・多摩地区や山梨県の責任者として、運営する保育所や高齢者施設を統括していた。

【共同通信】

(3)労働者協同組合の数多くの不正行為

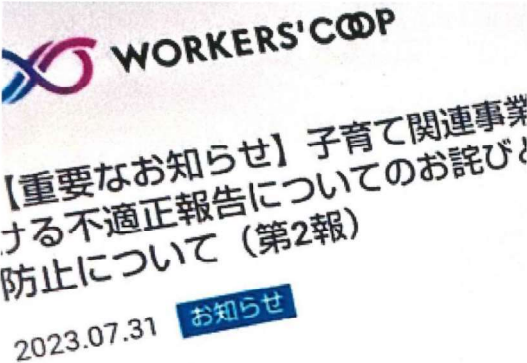
報告者（川人）は、従前より過労死と企業不正が同時に発生することが多いと指摘し、たとえば、東芝における女性社員の過労性疾患と経営陣による会計不正など、多くの企業における病理現象を指摘してきた。

労働者協同組合においても、過労死発生と同時に多くの不正が明るみに出てきた。

すなわち、前記女性の過労死が発生した団体である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、多くの自治体から児童館や学童クラブなどの管理運営を受託しているが、これまでに新宿区、荒川区、台東区、足立区の施設で、職員数を水増しするなどの虚偽の報告を行っていたことが明らかになった。

職員数「水増し」が次々…学童など運営の事業者、委託費を過大受給？

中村 瞬 中井 なつみ 2023年8月4日 21時30分



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が公表した文書



朝日新聞2023年8月4日

全国で児童館や学童クラブなどの管理・運営を受託している「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」(東京都豊島区)が今年度、新宿区、荒川区、台東区、足立区の施設で、職員数を水増しするなど虚偽の報告を行っていたことが、4区や事業団への取材でわかった。

いずれも、運営委託費などを過大に受給していた疑いがある。事業団は、この4区を含め都内19区で受託しており、他にも「不適正報告をしていた可能性がある」として、4日に第三者調査委員会を設置。原因究明とともに、再発防止策を検討するとしている。

各位

2023(令和5)年8月1日

子育て関連事業における不適正報告についてのお詫びと再発防止について (第2報)

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表理事 田嶋 羊子

平素より、弊法人の事業の運営に、ご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新宿区の不適正報告事案について (再掲)

7月21日に本サイトでご報告いたしましたとおり、弊法人が新宿区で受託をしている児童指導等業務(児童館・学童・放課後子どもひろば等)の配置について、人員不足を背景に職員配置人員について区への虚偽の記載・報告を行っていたことが判明しました。この事態を重く受け止め、弊法人は新宿区へ同区内での指定管理者としての協定解除の申入れを行いました。また、業務委託で運営している児童指導等業務に関しては新宿区から「指名停止措置」を受け、令和6年3月31日までの運営となりました。残りの運営期間におきましても、児童と保護者の皆様の安心と安全を第一に適切な保育に努めてまいります。今回の事態につきまして、あらためて心よりお詫びを申し上げます。

新たな不適正報告事案について (今回)

新宿区の件を受け、同区以外の子育て関連事業についても、法人として緊急に全国の実態調査を進めております。その中で、本日発表のございました荒川区のほか、数カ所の自治体で不適正報告をしていた可能性のあることが判明しています。これらについて、当該自治体に確認をいただくべく連絡をしているところです。自治体の確認が取れ次第、取りまとめ報告させていただきます。

以上につきまして、法人としての管理不足、およびコンプライアンス意識と体制の不備があったことを重く受け止めております。今回の件も含め、第三者調査委員会を設置し(後述)、事実関係の正確な把握、問題の本質を徹底して明らかにします。そして、法人全体として事業の適正な管理、ガバナンスの見直し・強化、コンプライアンスの徹底を図り、二度とこうした問題を起こさないよう全力を尽くす所存です。

ご利用者の皆様、自治体の皆様をはじめ関係する皆様に、多大なるご心配ご迷惑をおかけしておりますことを、重ねてお詫び申し上げます。

様々な不正行為は、「資本の論理」の下で動く経営者の行動であると指摘する研究者は少なくないが、「労働者は主人公」の理念を基に設立され、運営されているはずの労働者協同組合においても、このような不正が繰り返されているのである。

労働者協同組合のシステムを礼賛する研究者諸氏は、労働現場で発生している事実をもっとしっかりと調査し、分析することが必要である。

今般の労働者協同組合の過労死と不正問題の発生は、単に一時的・個別的な現象として捉えるのではなく、そもそも出資者＝労働者というシステムが本当に働く者の生きがいと幸せをもたらすのか、社会貢献できるのか、という根本的観点から問い直すべきである。

当該職場では、労働組合がなかったが、労働組合は、どのような経営形態の団体であっても不可欠な存在ではないか。

生産手段の社会的所有、コモンという概念で資本主義システムに対抗するシステムを作る論理が適切かどうかとも問われている。

(4)日本の社会と職場を働く人々のために改革していく社会運動をよく把握し、その実態を踏まえて分析研究することの重要性

斎藤幸平氏は、マイケル・ハート氏との対話の中で、日本の社会運動の評価に言及し、
「年越し派遣村は、近年、政治と結びついた社会運動の唯一の成功例」と断じている。

（『資本主義の終わりか、人間の終焉か？ 未来への大分岐』2019年8月 集英社新書 58頁）

そして、派遣村運動においても、
「湯浅はやがて運動とのつながりを断ち切るこ
とになり、最終的には、活動家たちが「原理原
則」を掲げるだけのユートピア主義に陥ってい
ると新聞のインタビューで批判するという、そ
んな終末を迎えたのです。」（同書 58頁）
という。

斎藤氏の上記論述は、失当である。

2014年に成立した過労死防止法制定は、従来の労
災認定闘争にとどまらず、過労死を防止するた
めの法律制定を目指す社会運動として2010年ころ
から全国各地での草の根運動によって展開され、
50万人を超える多くの署名、100を超える自治体の決
議、超党派129名の議員による取り組みによって実
現したものである。

そして、この防止法制定から約9年間の取り組み
は、過労死防止に対する取り組みを国の行政機関
をも活用して進めるというかたちで広がってきた。

ほかにもアスベストをめぐる社会運動、同一労働
同一賃金をめぐる社会運動は、全国的な広がり
の中で一步一步具体的な成果を獲得し、行政・国会
を動かしてきている。

※森岡孝二『強欲資本主義の時代とその終焉』
2010年4月刊 桜井書店

「種々の形態の社会運動を労働運動に従属させ、労働運動を反体制運動に従属させる態度は、消費者運動、環境運動、平和運動、女性運動、住民運動、市民運動、株主運動などのさまざまな社会運動を軽視することにつながり、民主主義の前進を志向する勢力を狭くとらえ、ひいては民主主義勢力全体を分断することにつながる。企業改革の視点をもつことは、こうした傾向を克服するためにも重要である。」

(5)本報告のまとめ

ともすると研究者は、社会の実態からかけ離れた議論を行い、結果として社会運動を妨害するような役割を果たすことさえある。

逆に、実態に沿った明晰な分析研究は、社会運動の担い手を励まし、的確な方向性を示すことになる。

本学会における多くの研究が前者ではなく、後者の研究であってほしいと願う次第である。